

「鎌倉市消費生活条例」の改正素案概要へのご意見をお寄せください

鎌倉市では、市内の事業者や関係団体等と連絡協力体制（鎌倉市暮らし見守りネットワーク及び鎌倉市消費者安全確保地域協議会）を構築し、日常生活の変化から消費者被害等の早期発見、早期支援につなげ市民の暮らしを守るため、「鎌倉市消費生活条例」の改正を検討しています。このたび、「鎌倉市消費生活条例」の改正素案概要（資料1）を取りまとめましたので、皆様からのご意見を募集します。内容説明（資料2）及び事業スキーム（資料3）は参考資料です。この改正素案概要等は、市役所本庁舎1階ロビー、各図書館及び市のホームページでご覧いただけます。

市HP：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp> ホーム > 暮らし・環境 > 消費生活

1 意見の募集期間

令和2年（2020年）9月30日（水）～令和2年（2020年）10月29日（木）
ご意見の提出は、令和2年（2020年）10月29日（木）必着でお願いします。

2 意見の提出方法及び提出先

意見書の提出につきましては、以下の宛先に、郵便、FAX、電子メールによりお送りいただくか、直接窓口等にお持ちください。電話又は口頭でのご意見は、正式なご意見としてお受けすることができません。

提出方法	提出先
郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 共創計画部 市民相談課 消費生活担当
FAX	0467-23-8700（代表）*宛先として課名をご記入ください。
電子メール	seikatu@city.kamakura.kanagawa.jp
お持ちいただく場合	下記の①又は②をお願いします。 ①市役所本庁舎1階 市民相談課 消費生活担当（消費生活センター） （44番窓口） *土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分 ②市役所本庁舎1階ロビー及び各図書館の意見回収箱

3 意見を提出できる方（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号）

市内在住、在勤、在学又は本市に対して納税義務がある方、この案に関して利害関係を有する方

4 意見の提出様式

意見書の様式は自由ですが、裏面の用紙を利用していただけると便利です。なお、任意の様式で意見を提出される場合は、裏面の用紙に示した記載事項に漏れないよう記載してください。

また、住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記載してください。

連絡先の情報は、いただいたご意見の内容の確認に利用する場合があります。

5 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。いただいたご意見につきましては、市の考え方とともに、後日、ホームページ等で公表します。

【事務担当】

鎌倉市役所 共創計画部市民相談課 消費生活担当
電話 0467-23-3000(内線 2358)

